

集中降雪時における抜本的な除雪体制の強化と支援を求める意見書（案）

北陸を襲った令和3年1月の大雪では、北陸自動車道や中部縦貫自動車道、東海北陸自動車道、国道8号といった幹線道路において、立ち往生による通行止めが長時間続くなど大規模な交通障害が発生し、北陸と関西・中京を結ぶ大動脈が寸断され、物流が停滞するなど、地域住民の生活や経済活動に大きな影響が生じた。

国と高速道路会社は、広範囲での予防的・計画的通行止めや、複数の広域道路網の同時通行止め等、大規模な渋滞・滞留を防ぐための対応を示しているが、物流の停滞や地域の孤立化等の課題もある。

また、農業用ハウスの損壊や森林被害など、農林業者も甚大な被害を受けており、今後の農業経営等への影響が懸念されている。

国においては、対策の具体化に当たって、平成30年豪雪を受けた対策の実効性の検証を含め、今回の大雪による交通障害の原因を究明し、地元自治体の意見等も十分踏まえた上で同様の事態を再発させないための解決策を講じるとともに、被害を受けた農林業者の経営再建や、持続可能な除雪体制の構築に向け、下記の事項を早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 直轄管理道路および高速道路について、大雪が予想される場合に広域的な交通規制を遅滞なく実施するための客観的な基準の作成、関係機関による広域的な除雪体制の整備、被害発生時の地元自治体との迅速な情報共有、ドライバー等への通行規制や除雪情報の効果的な発信など、大規模な交通障害を未然に防ぐための対応を抜本的に強化すること。なお、複数の広域道路網の同時通行止めは、地域に与える影響が大きいことを十分に考慮し、運用について慎重に検討するとともに、地元自治体が積極的に規制実施の高度な意思決定に参加できるよう、「協議の仕組み」を構築すること。
- 2 平成30年豪雪を受けて事業化された、国道8号石川県加賀市熊坂町～福井県あわら市笹岡間の4車線化工事に早期に着手するとともに、暫定2車線区間となっているあわら市笹岡～坂井市丸岡町玄女間について、早期に4車線で完成すること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の柱として、雪害対策を位置づけるとともに、県境部や山岳地等、雪によるスタック等が多発する区域でのロードヒーティングや融雪装置の整備、道路構造の改善等、雪に強い道路の整備を早急に進めること。

- 4 平成30年豪雪を受けて設置された「顕著な大雪に関する気象情報」が今回初めて適用されたが、住民やドライバーの間で緊急性や危機感が十分に共有されなかったことから、制度の分かり易い周知に努めること。
- 5 地域の除排雪の担い手である建設事業者等が除雪機械を購入する際の補助や、除雪オペレーターを育成する際の支援の拡充を図ること。また、将来的な除雪オペレーターの不足や高齢化に対応していくため、除雪作業の効率化・省力化を図る必要があることから、AIやIoT、5G等のデジタル技術を活用した除雪技術の検証および導入を検討すること。
- 6 被害を受けた農業施設等の再建および今後の農林業経営に対する迅速な支援を行うこと。
- 7 企業の大雪に対するBCP作成の支援を行うとともに、テレワークや除雪機械の購入補助等、計画に基づく環境整備の支援を行うこと。
- 8 県や市町が行う除雪に要する費用については、既に当初予定した除雪費用を大幅に上回る見込みであり、今後発生する費用を含め、地元自治体において不足する財源を確実に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月16日

福 井 県 議 会